

「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」 活用状況調査結果（2019年度）

2020年12月9日
公益社団法人リース事業協会

- 当協会は、「中小企業向けのリース契約に関する経営者保証ガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）を2019年5月に制定し、会員会社の中小企業向けのリース契約において、経営者保証の削減を目指す取組を進めています。
- ガイドラインの施行は2020年1月からとしておりますが、2019年5月の制定に際しましては、各会員会社の判断による前倒し施行を促してまいりました。そこで、この度、ガイドラインの活用状況を確認すべく、2019年度（2019年4月1日～2020年3月31日）における契約状況の調査をいたしました。
- 中小企業向けのリース契約における無保証比率は**75.5%**となり、ガイドライン制定前に実施した参考調査（2017年度：68.4%）と比較して、無保証比率が7.1%高くなりました。会員会社において、着実にガイドラインの趣旨を踏まえた取組が進められていると考えられます。
- 当協会及び会員会社は、引き続き、ガイドラインによる取組を通じて、中小企業・小規模事業者の設備投資に貢献してまいります。

記

■調査対象：会員会社236社（2020年10月1日現在）のうち214社

*2019年度に新規のリース契約を締結していない22社を除きました。

	2019年度の新規リース契約件数		
		一般リース	小口リース
① 経営者個人の保証無しで締結した中小企業向けリース契約件数	897,124件	401,127件	495,997件
② 中小企業向けリース契約件数	1,188,981件	479,157件	709,824件
①/② 無保証比率	75.5%	83.7%	69.9%
2017年度調査（参考）	(68.4%)	(82.2%)	(58.0%)

(1) 中小企業：「資本金1億円以下の法人」または「個人事業者」を意味します。

注) 資本金1億円以下であれば、上場会社やその子会社・関連会社、国・地方公共団体が出資する法人を含みます。

(2) 経営者：上記(1)中小企業の代表者を意味します。

(3) 保証契約：中小企業の経営者との間で締結する保証契約を意味します。

(4) リース契約：「所有権移転外ファイナンス・リース契約」及び「オペレーティング・リース契約」を意味します。

(5) 小口リース：リース会社とサプライヤー（販売店）との間の業務提携により、サプライヤーの顧客を、リース会社に斡旋するとともに、当該サプライヤーがリース取引の申込みに係る事務手続きを行うリース契約を意味します。小口リース以外のリースを「一般リース」と表記しています。

以上